

よくある質問（事業者向け）

令和4年8月18日時点 Ver.1 版から令和4年9月22日時点 Ver.1 版にかけての追加・修正箇所は、赤字部分をご参照ください。

※今後、国のGoToトラベル事業等が再開された場合、商品下限額や併用条件などについて、記載内容に変更が生じる可能性があります。

<対象の旅行者・宿泊施設>

（Q1）旅行会社が旅行商品造成にあたって手配する宿泊施設や飲食施設等について、何か条件はありますか？また、手配する宿泊施設については、本事業の登録事業者である必要がありますか？

（A1）

【宿泊施設】

- ・要綱に定める都内宿泊施設（※）であること（登録事業者である必要はありません）
- ・感染防止徹底宣言ステッカーの掲示

【飲食店等】

- ・都内の施設であること
- ・感染防止徹底宣言ステッカーの掲示
- ・感染防止徹底点検済証の掲示（飲食店の場合）

（※）

- ・旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた者が宿泊営業を営む東京都内の施設
- ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出に係る東京都内の住宅
- ・国家戦略特別区域法第13条第1項の認定を受けた事業を営む東京都内の施設（下宿営業を除く。風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除く。）

（Q2）都県境をまたぐ周遊を含む旅行商品は対象となりますか？

（A2）対象とはなりません。対象旅行に食事や体験等（登録旅行者が予約・手配したものに限り。）を含めることができるのは、施設が都内の場合に限りです。

（Q3）複数日程の旅行商品で、1日目は都内を周遊・宿泊、2日目は都県境をまたいで周遊する場合、1日目のみ対象となりますか？

（A3）対象とはなりません。すべての行程が都内であることが必要です。

(Q4) いわゆる「民泊」は本事業の対象とはなっていますか？

(A4) 旅館業法に基づき旅館業の許可を受け、都内の宿泊施設で営業（下宿営業を除く）を行う宿泊事業者でなければ、宿が直接販売する場合は対象外となります。なお、旅行者やOTA事業者が販売する旅行等の宿泊先を「民泊」(※)施設とすることは可能です。

(※) 住宅宿泊事業法第3条第1項の届出に係る東京都内の住宅又は国家戦略特別区域法第13条第1項の認定を受けた事業を営む東京都内の施設（下宿営業を除く。風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除く。）

<利用申込書>

(Q1) 利用申込書については、どのような対応が必要になりますか？

(A1)

●旅行者での予約受付時に利用者全員分の証明書類の確認ができる場合

- ①旅行者は、利用者へ利用申込書の様式を渡して、記入いただくようご案内ください。
- ②旅行者は、利用者全員分の身分証明書とワクチン接種歴等を確認し、【お客様記入欄】の内容に誤りがなければ【旅行者等記入欄】に必要事項をご記入いただき、利用申込書を利用者へ渡してください。
- ③旅行者は、利用者へ本申込書を宿泊施設等へ持参していただくようお伝えください。
- ④宿泊施設等は、チェックイン時等に利用者から旅行者記入済みの「利用申込書」の提出があれば、住所確認及びワクチン接種歴等の確認は不要です。

●旅行者での予約受付時に利用者全員分の証明書類の確認ができない場合

●宿泊施設への直接予約又はOTA経由での予約の場合

- ①宿泊事業者等は、チェックイン時等に利用者へ利用申込書の様式を渡して、記入いただくようご案内ください。
- ②宿泊事業者等は、利用者全員分の身分証明書とワクチン接種歴等を確認し、【お客様記入欄】の内容に誤りがなければ利用申込書を受領し、【旅行者等記入欄】に必要事項をご記入ください。

※宿泊事業者（直接予約の場合）については、実績報告時に他の精算書類とあわせて利用申込書の写しを提出いただきます。

※旅行者とOTA事業者については、登録旅行者等または商品に組み込まれた宿泊施設等において利用申込書の5年間の保管をお願いいたします。

<ワクチン接種・検査陰性の確認>

(Q1) オンライン上での旅行商品販売(OTA等)の場合、予約時点では都内在住であることやワクチン3回以上の接種又は検査陰性等の確認ができませんが、どのようにすればいいですか。

(A1) オンライン上では、都内在住及びワクチン3回以上の接種又は検査結果が陰性であることが証明書類により確認できないため、商品に組み込まれた宿泊施設などに対し、チェックイン時等に確認を行うようご案内をお願いします。

(Q2) ワクチン接種歴又は陰性の検査結果の確認が不要となる場合はありますか。

(A2) 同居する親等の監護者が同伴する12歳未満の利用者については確認不要です。

同居する親等の監護者が同伴しない12歳未満の利用者については、ワクチン接種歴

(2回接種し、かつ、2回目接種から14日以上経っていること)または陰性の検査結果の確認が必要です。

(Q3) 12歳未満で同居する親等の監護者が同伴しない場合、ワクチンを2回接種済であることのワクチン接種証明では対象とならず、検査結果通知書が必要なのでしょうか。

(A3) 12歳未満の利用者については、ワクチンを2回接種し、かつ、2回目接種から14日以上経っていることの確認ができれば対象となります。なお、確認書類については3回以上接種済の確認の場合と同様です。

<子供の上乗せ助成>

(Q1) 子供の上乗せ助成額分(1,000円)のみを割引することは可能ですか？

(A1) できません。必ず「宿泊5,000円、日帰り2,500円」に上乗せする形で割引をしてください。

(Q2) システム等の都合により子供の上乗せ助成に対応できない場合、子供(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方)について上乗せをせずに割引を行うことは可能ですか。

(A2) 子供への行き届いた支援となるよう、可能な限り上乗せ助成に対応していただくようお願いします。やむを得ず子供の上乗せ助成に対応できない場合、「子供の上乗せ助成に対応をしていない」旨旅行者等に分かるように必ず明示していただき、ご理解をいただいた上で販売をお願いします。

(Q3) 子供の上乗せ助成について、年齢要件を満たす一部の方(例 12歳以下)に対してのみ上乗せを行うという運用は可能ですか。

(A3) システム等の都合により、やむを得ず「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方」という区分での上乗せ助成に対応できない場合、「子供の中でも上乗せ助成が適用される方と適用されない方が発生する」旨旅行者等に分かるように必ず明示していただき、ご理解をいただいた上で販売をお願いします。

(Q4) やむを得ず子供に対して割引額を上乗せせずに販売した場合、旅行者から上乗せ分(1,000円)を事務局に請求することができますか。

(A4) できません。その旨旅行者等にご理解をいただいた上で販売をお願いします。

(Q5) 子供料金が設定されており、大人2人(1人当たり10,000円)と子供1人(4,000円)で宿泊旅行する場合には、どうなりますか？

(A5) 子供料金が設定されており、その子供料金が1人当たりの旅行代金が基準額を満たさない場合には、全員の旅行代金を利用人数で割っていただき、1人当たりの平均旅行代金が基準額(宿泊:6,000円以上 日帰り:3,000円以上)に達していれば、3人分の助成となります。

また、旅行代金の総額を利用人数で割っていただいた結果、平均の旅行代金が基準額に達していない場合は、旅行代金の1人当たりの内訳が確認出来る場合に限り、基準額を達している利用人数分が助成対象となります。

ただし定額の助成(宿泊:5,000円 日帰り2,500円)に子供の上乗せ助成を行った場合の合計助成額は、割引前の価格を上限とします。

なお、本事業者Q&A末尾にございます、子供の上乗せ助成についての判別フローチャートも併せてご覧ください。

(例)

① 大人2人(1人当たり6,000円)、子供1人(3,000円)の宿泊旅行の場合
⇒『旅行代金総額:15,000円』÷「3人(利用人数)」=1人当たり5,000円(平均額)
この場合、平均額は基準額に達していませんが、大人の旅行代金が基準額に達しているため、「大人2人分」が助成の対象となります。

15,000円(旅行代金総額)－10,000円(2人分の助成金額)=5,000円(支払額)

② 大人2人(1人当たり10,000円)、子供1人(4,000円)の宿泊旅行の場合
⇒『旅行代金総額:24,000円』÷「3人(利用人数)」=1人当たり8,000円(平均額)
この場合、基準額に達しているため3人分が助成の対象となります。

また、定額の宿泊助成のみで助成額の上限(子供の割引前の価格:4,000円)に達しているため、子供の上乗せ助成は0円となります。

24,000円(旅行代金総額)－15,000円(3人分の助成金額)=9,000円(支払額)

- ③ 大人2人（1人あたり9,000円）、子供1人（5,700円）の宿泊旅行の場合
⇒『旅行代金総額：23,700円』÷「3人（利用人数）」＝1人あたり7,900円（平均額）

この場合、基準額に達しているため3人分が助成の対象となります。

また、合計助成額の上限は割引前の価格となるため、子供の上乗せ助成額については、5,700円（割引前の価格）－5,000円（定額の助成）＝700円となります。また、上限により適用されなかった上乗せ分の金額（300円）を大人の定額助成にプラスすることはできません。
23,700円（旅行代金総額）－15,000円（3人分の助成金額）－700円（子供の上乗せ助成）＝8,000円（支払額）

<旅行代金>

（Q1）受注型企画旅行と手配型旅行の助成前代金を算出する際に企画料金や取り扱い料金は入りますか？

（A1）旅行業標準約款に則った企画料金や取扱手数料は助成前代金に含まれます。

（Q2）市町村が実施する割引、宿泊施設、旅行会社、予約サイトなどが独自で発行する割引クーポン券等との併用はできますか？

（A2）併用は可能です。宿泊施設、旅行会社、予約サイトなどが独自で発行する割引クーポン券の割引（福利厚生代行会社の宿泊助成も含む）を先に適用し、その後もっとTokyoの割引を適用します。

ただし、市区町村等が実施する割引については、予めもっとTokyoの割引を適用し、その後自治体の割引を適用することを原則とします。併用が可能か否か等につきましては市区町村等にもご確認ください。

なお、もっとTokyoの割引適用の可否については、宿泊施設、旅行会社、予約サイトなどが独自で発行する割引クーポン券適用後の額を基準額として判断します。

<事業中止・キャンセル料>

（Q1）チェックイン窓口がない場合、または非対面でのチェックインを行っている場合はワクチン接種および検査陰性の確認はどのように行いますか？

（A1）本事業は、利用者の居住地確認のために身分証明書の確認や、ワクチン接種済証の確認などが必須要件となっています。恐れ入りますが、各事業者様にて窓口を設けるなどご対応ください。

（Q2）複数泊のお客様の場合、陰性証明（検査結果通知書）は毎日確認する必要がありますか。

（A2）同一宿泊施設への連泊の場合は、宿泊開始日の確認のみで結構です（2泊目以降の確認は不要です）。なお、陰性証明（検査結果通知書）の有効期限についても宿泊

開始日を基準とします。

（Q3）ツアー参加者や宿泊者にコロナ感染者が出た場合、対応はどのようにすればよいですか？

（A3）保健所へ報告し、指示に従ってください。

また、下記の内容をコールセンターへ報告してください。

- 事業者（施設名）
- 感染者は従業員か旅行者か
- 感染者の人数
- 事業の運営状況（業務停止の場合は何日までか）
- 保健所への届け出の有無

<対象となる旅行商品等>

（Q1）換金性の高い商品券や自社ポイント、航空マイル付きの宿泊プランは助成の対象としてよいですか？

（A1）旅行者や宿泊施設が換金性の高い商品券等を付与した宿泊プランなどは助成の対象外となります。

※いったん価格を引き上げた上で自社ポイントや航空マイルを多く付与することにより、助成の条件を満たす詐欺的行為が想定されるためです。

（Q2）要綱の日帰り旅行の定義の一つに、「登録旅行業者が予約・手配する交通機関（バス（貸切りバスを含む。）、ハイヤー、タクシー、船舶、航空機、鉄道など）の利用またはガイドの同行があり、かつ、あらかじめ東京都内における食事等（登録旅行業者が予約・手配するものに限る。）を行程に組み込んだ募集型企画旅行、受注型企画旅行または手配旅行のいずれかであること。」と記載がありますが、そのうち「食事等」とは何を含めているのでしょうか？

（A2）飲食店での食事、手配したお弁当を行程内で利用者に召し上がっていただくことや、テーマパーク・体験施設・博物館・美術館など有料の施設利用等も含まれます。

（Q3）自社商品を社員や家族等が利用しても良いでしょうか。

（A3）利用者が現住所としている施設の利用は対象外です。また、対象商品に含まれる宿泊施設の代表者もしくは運営者による利用は対象外です。その他、利用の実態に疑義が生じた場合は、調査やヒアリング等を実施いたします。

<助成枠の割当>

(Q1) 割当数の「一般枠」に「島しょ地域への旅行」を含めても良いですか？

(A1) 「一般枠」は都内全域という定義なので、「島しょ枠」も含めていただいて構いません。ただし、「島しょ枠」を「一般枠」として販売することはできません。

(Q2) 割り当てられた泊数等が少なくなってきた場合、宿泊旅行の割引額を変更しても良いですか？(例：1泊5,000円割引から1泊2,000円割引に変更)

(A2) 割引額の変更はできません。本事業は、宿泊1人1泊当たり5,000円、日帰り1人1回あたり2,500円の定額の支援です。

(Q3) 子供の上乗せ助成について、割当数は定められていますか。

(A3) 「宿泊5,000円、日帰り2,500円」の割当数の範囲内で上乗せを行ってください。(子供の上乗せ助成について、別途割当を行うものではありません。)実績に応じて助成します。

(Q4) (※旅行者・OTA事業者向け) 宿泊旅行の割当枠を日帰り旅行の割当枠へ変更することはできますか？

(A4) 宿泊旅行から日帰り旅行への割当枠の変更、または日帰り旅行から宿泊旅行への割当枠の変更は、各登録事業者につき以下の期間内に1度のみ申請可能です。

申請期間：令和4年9月22日から令和4年10月6日17時まで

申請は、利用者への商品情報発信や商品販売を開始する前に行ってください。宿泊旅行1泊分の割当枠を日帰り旅行の割当枠へ変更する場合は日帰り旅行2人分、日帰り旅行2人分を宿泊旅行へ変更する場合は宿泊旅行1泊分となります。

変更申請はCMS上で「配当枠変更申請」から行っていただき、変更承認後に商品販売を開始してください。なお、一般枠と島しょ地域枠の変更はできませんので、ご注意ください。

(Q5) 9月30日までの期間で配分された割当枠の残りは、10月1日以降は使用できないのでしょうか。

(A5) 9月30日までの期間で配分した枠は、**令和4年9月1日から令和4年9月30日までの対象旅行商品の販売のための配分枠となるため、10月1日以降は使用できません。10月1日以降は、今回新たに配分する10月の割当枠を利用して販売を行ってください。**

<連泊>

(Q1) 1回の旅行の連泊上限は1人5泊と定められていますが、5連泊のチェックアウト日に再度チェックインしても助成対象になりますでしょうか。

(A1) 助成対象となりません。5連泊のチェックアウト翌日以降であれば再度の利用が可能です。

(Q2) 利用者が1泊ずつ異なる宿泊施設を利用する場合、チェックアウト日とチェックイン日が同日でも助成対象となりますでしょうか。

(A2) 5連泊以内であれば助成対象となります。5連泊以降は(A1)と同様、チェックアウト翌日以降であれば再度の利用が可能です。1泊ずつ宿泊施設が異なる場合等は、チェックインの都度、ワクチン接種証明か検査結果通知書の提示が必要です。(ただし、一つのパッケージツアーで複数の宿泊施設を利用する場合についてはQ3を参照)

(Q3) 一つのパッケージツアーで複数の宿泊施設を利用する場合、異なる宿泊施設へのチェックイン時ごとにワクチン接種証明あるいは有効期限内の陰性結果通知書を提示いただく必要があるのでしょうか。

(A3) パッケージツアーであれば、一泊目のチェックイン時にのみワクチン接種証明あるいは有効期限内の陰性結果通知書を確認してください。2泊目以降や2施設目以降の宿泊施設での確認は不要です。

(Q4) 1回の旅行の連泊上限が1人5泊となっておりますが、事業者側では利用者が何泊目か正確に確認することはできません。どうすればよいでしょうか。

(A4) 連泊上限については、利用者に本事業をご利用いただく際のルールとしてご案内しておりますので、事業者様に正確な泊数確認を求めるものではございません。なお、旅行事業者等が管理・販売する旅行商品の場合は、旅行事業者等でルールに則した販売・確認をお願いいたします。

<精算>

(Q1) 月を挟んだ宿泊の場合は、「出発日」又は「帰着日」のどちらを基準として実績報告をすれば良いですか？

(A1) 原則は「帰着日」を基準としますが、管理しやすい方を基準として報告をしてください。

(Q2) 実績報告書は毎月提出する必要がありますか？

(A2) 毎月の提出ではなく、複数月をまとめて提出いただいても問題ございません。ただし、月別にわけて報告書を作成してください。

(Q3) 事務費が少額の場合は請求しなくても良いでしょうか？

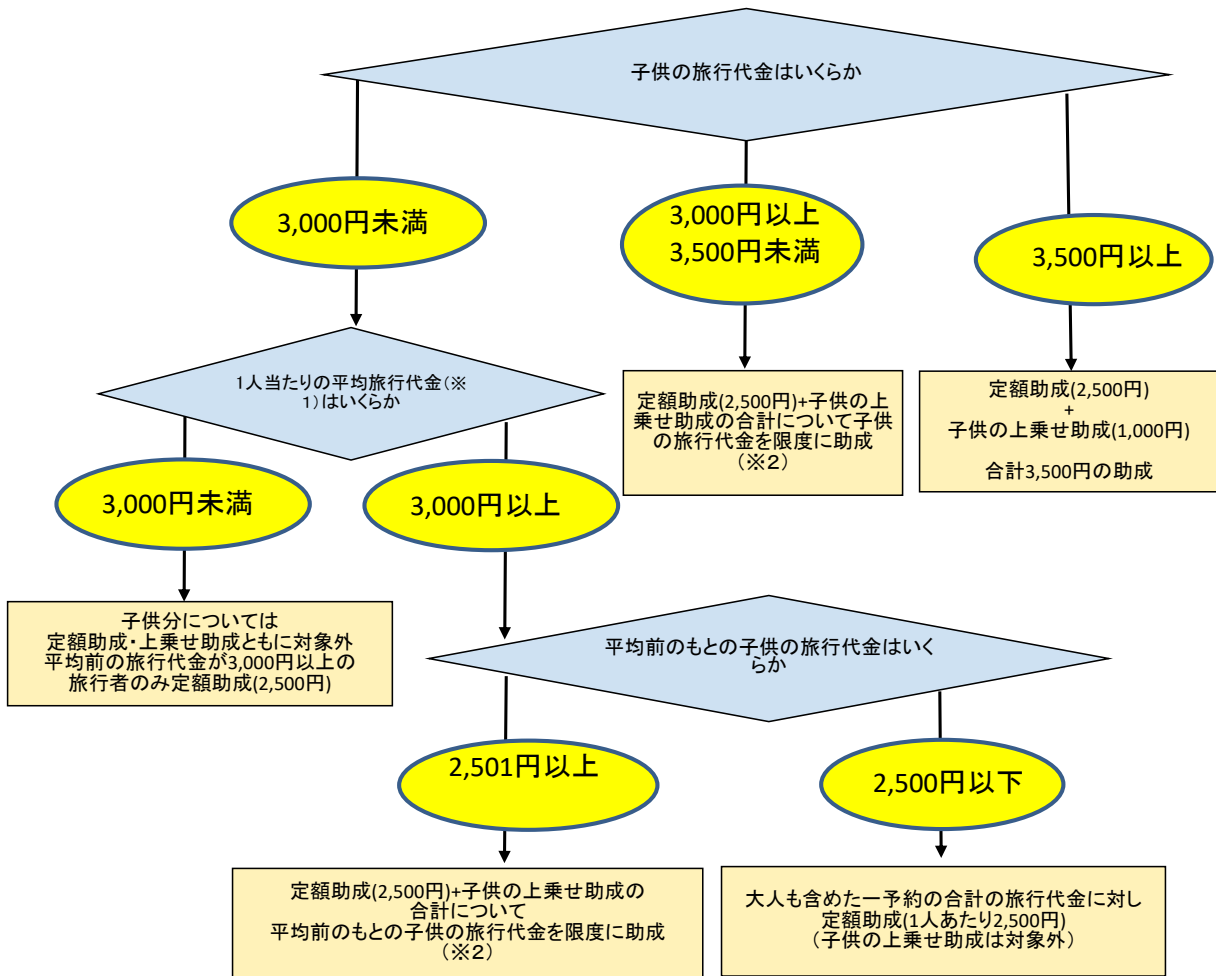
(A3) 少額でも請求をしてください。

(Q4) 様式 4 (別添) の行数 (実績入力欄) が足りません。

(A4) 必要な行数 (実績入力欄) のある様式を事務局よりお送りしますので、事務局宛にメールでご連絡ください。

(メールアドレス: mtt003@jtb.com)

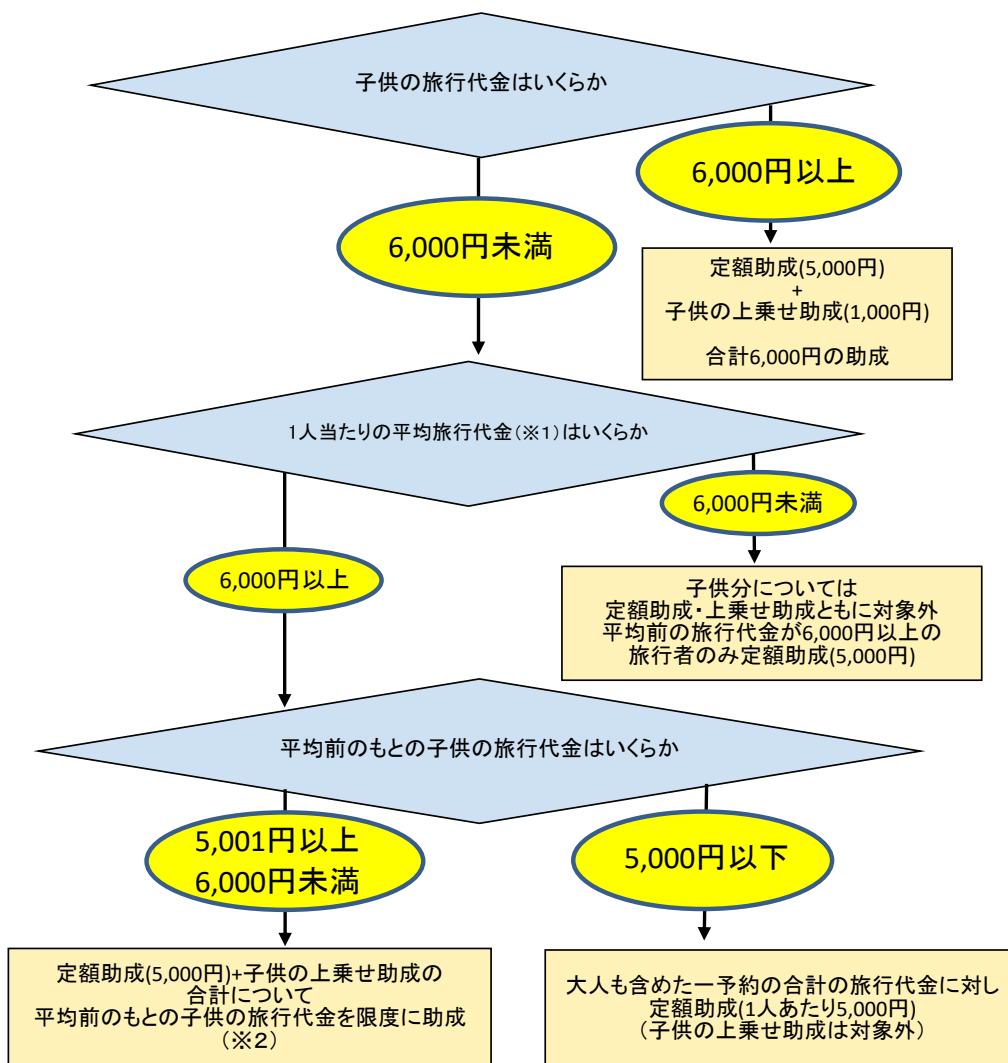
日帰り旅行における子供の上乗せ助成



※1: 大人も含めた一予約の合計の旅行代金÷人数
 (例) 子供1人・大人1人の予約で、子供の旅行代金が2,700円・大人の旅行代金が3,500円の場合
 $(2,700円 + 3,500円) \div 2人 = 3,100円$

※2: (例) 平均前のもとの子供の旅行代金が2,700円の場合
 定額助成2,500円 + 子供の上乗せ助成200円 = 合計2,700円の助成
 適用されなかった上乗せ分(800円)を大人の定額助成にプラスすることはできません。

宿泊旅行における子供の上乗せ助成



※1: 大人も含めた一予約の合計の旅行代金 ÷ 人数
 (例) 子供1人・大人1人の予約で、子供の旅行代金が5,700円・大人の旅行代金が7,000円の場合
 $(5,700円 + 7,000円) \div 2人 = 6,350円$

※2: (例) 平均前のもとの子供の旅行代金が5,700円の場合
 定額助成5,000円 + 子供の上乗せ助成700円 = 合計5,700円の助成
 適用されなかった上乗せ分(300円)を大人の定額助成にプラスすることはできません。